

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

県内及び県外の重要港湾を結ぶ一般旅客定期航路事業並びに西瀬戸自動車道の通行料金の引下げに伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業に係る航路の維持を図ることを目的として、当該航路を利用する一般旅客定期航路事業の用に供されている港湾の係船料又は使用料の免除措置を、平成二十三年三月三十一日まで延長するため、所要の改正を行った。

二 施行期日等

平成二十二年十月十三日から施行し、平成二十二年十月一日から適用する。